

相生市地域公共交通総合連携計画（案）に対する意見募集について

「相生市地域公共交通総合連携計画（案）」を作成いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表します。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容と理由をあわせて公表します。

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22年度より、公共交通空白地域の市民の移動手段としてデマンド交通サービスの試験運行を実施するなど路線バスの維持確保を最優先に取り組んできましたが、路線バスなどの利用者数は減少傾向にあり、今後、公共交通はより厳しい状況を迎えることが想定されます。

このたび、地域及び交通現況からの課題を踏まえ、持続可能な公共交通を実現させるため、平成25年度～平成34年度までの中長期的な取り組みの考え方や具体的施策を示す基本的な計画を策定し、相生市の公共交通について総合的・計画的に取り組んでいきます。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に準ずるものとし、また、「第5次相生市総合計画」を上位計画とし、交通の視点から、その実現に向けて有効な方策を定めます。

(2) 計画の期間

平成25年度から平成34年度までを計画期間とします。

(3) 計画の基本方針

「みんなが協働して創り育てる公共交通」を目指し、持続可能な公共交通とするために、“協働で守り育て、相互に分担し合う”意識のもと、市民、事業者、市がお互いに協力し合い、より利便性の高い公共交通サービスを確立していきます。

【取り組み】

- ① 拠点アクセス性の維持
- ② 定住性を高めるための交通利便性の向上
- ③ 移動制約者の移動手段の確保
- ④ 地域の活性化に資する交通体系の確立
- ⑤ 住民、交通事業者、行政などが一体となった公共交通の維持・確保
- ⑥ 財政負担の適正化

3 意見を提出できる方

- ・相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- ・相生市に通勤、通学されている方
- ・相生市に納税義務のある方
- ・この計画（案）に利害関係がある方

4 意見の提出期限

平成 25 年 1 月 10 日（木）から平成 25 年 1 月 25 日（金）まで
（※郵送の場合は、当日消印有効）

5 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送

〒678-0031 相生市旭一丁目 19 番 33 号
相生市まちづくり推進室

(2) ファクシミリ 0791-23-7137

(3) 電子メール machizukuri@city.aioi.hyogo.jp (氏名及び住所を忘れずに明記してください。)

6 計画（案）の閲覧方法

平成 25 年 1 月 10 日（木）以降、相生市ホームページ、市の公文書公開コーナー及びまちづくり推進室で閲覧できます。

7 その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名などを公表することはありません。また、お寄せいただいた意見に対し、直接には回答いたしませんのでご了承ください。

8 お問い合わせ先

〒678-0031 相生市旭一丁目 19 番 33 号（相生市民会館内）
相生市市民環境部 まちづくり推進室
電話： 0791-23-7130